

# 住民税・国民健康保険税の申告が始まります

準備はお早めにご

平成19年分住民税・国民健康保険税の申告が、2月18日(月)から始まります。  
詳しくは、後日全戸配布します日程表をご確認いただき、申告に必要な書類を持参のうえ申告してください。

## ■申告をしなければならぬ方

- ①平成20年1月1日現在、阿蘇市に住所がある方
- ②営業、農業などの事業収入や不動産収入がある方
- ③国民健康保険に加入されている方
- ④給与所得が二ヶ所以上あり年末調整をされなかった方
- ⑤報酬、料金、契約金及び賞金等の支払を受けた方
- ⑥医療費控除等その他の所得控除を受ける方
- ⑦肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける方

## ■申告をしなかった場合は

- ①金融機関等に必要所得証明書などの交付ができません。
- ②国民健康保険税の軽減措置が受けられません。
- ③その他市営住宅や保育料の算定などに支障をきたす場合があります。

## ■事業主の皆さまへ

平成19年中に給与、賃金などを支払った場合は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、すべての受給者に交付することになっていきます。また、「給与支払報告書」は、受給者の平成20年1月1日現在、住所のある市町村に、平成20年1月31日(木)までに提出してください。

■身体の不自由な方や高齢者の方へ  
期間中、申告に来ることができない場合は必ず連絡をしてください。

〔問い合わせ先〕 税務課市民税係 ☎22-3148

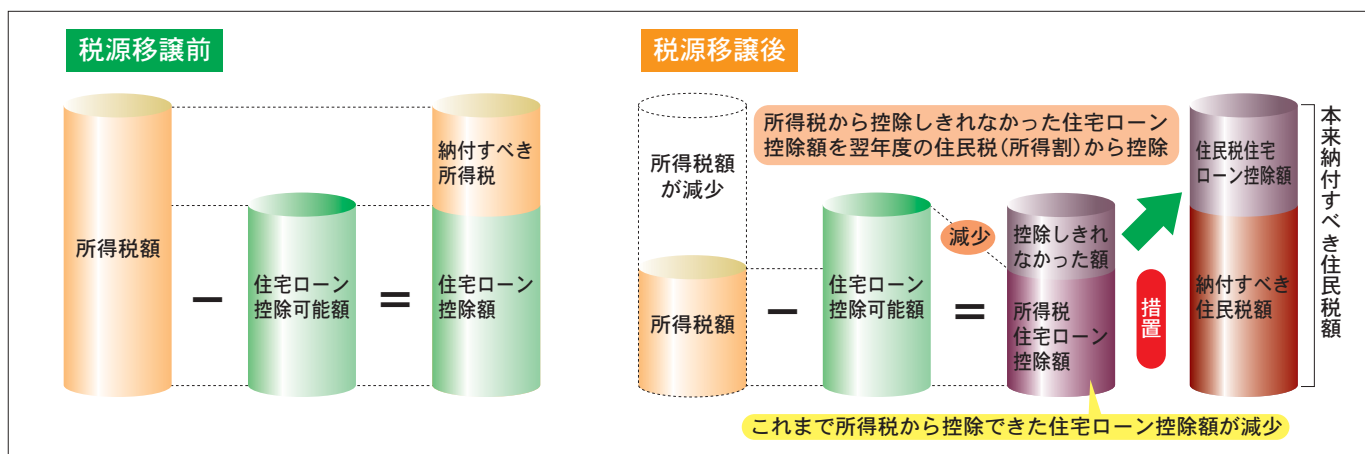
**申告が  
必要です!**

## 所得税から住宅ローン控除額を 引ききれなかった方へ

申告期限  
**3月17日**  
まで

所得税で控除しきれなかった分は住民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村住民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

| 住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方 | 住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法 |
|---------------------|----------------------|
| 所得税の確定申告をされない方      | 源泉徴収票を添付して市区町村へ提出    |
| 所得税の確定申告をされる方       | 所得税の確定申告書とともに税務署へ提出  |